

手数料	<input type="checkbox"/> 無料	<input type="checkbox"/> 1,000 円(+消費税)を領収しました。
【お問い合わせ窓口】		
UiPath 株式会社 TEL : 03-4540-0059		
jp-infosec@uipath.com		
〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目 6 番 1 号		印
大手町ビルディング 1 階 SPACES		

ご本人確認または代理人様確認の為、以下のいずれかの文書をご提出ください。

- a) ご本人の名前・住所が記載されたもの：運転免許証またはパスポートの写し
- b) 開示等の求めをする日の前 3 か月以内に作成されたご本人の住民票の写し
- c) 本人による代理を示す旨の委任状及び本人の印鑑証明書（代理人様の場合）
- d) 戸籍謄本および登記事項証明書等、法定代理権が確認出来る公的書類（代理人様の場合）

==== 以下 弊社使用欄 =====

回答できない理由

(a) 個人情報保護規程 第 3 条 7 項 (1) ~ (4) に該当 (保有個人データ等ではない)

- (1) 存否が明らかになることで、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
- (2) 存否が明らかになることで、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
- (3) 存否が明らかになることで、国の安全が害されるおそれ、他国もしくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、又は他国もしくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
- (4) 存否が明らかになることで、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

(b) 個人情報保護規程 第 3 6 条 1 項および 2 項 (1) ~ (2) に該当 (利用目的の通知ができない)

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 当社の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- (4) 当社ホームページに、既に保有個人データ等の利用目的を公表しており、これにより利用目的の通知請求をした当該本人が識別される個人データの利用目的が明らかな場合

<https://www.uipath.com/ja/>

(c) 個人情報保護規程 第 3 7 条 1 項 (同条 4 項で準用する場合を含む) に該当 (請求した方法による開示ができない)

- (1) 本人が請求した方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合であって、書面の交付による方法により開示を行う場合 (判断理由は 1 ページ目に記載)

(d) 個人情報保護規程 第 3 7 条 1 項 (1) ~ (3) (同条 4 項で準用する場合を含む) に該当 (開示することができない)

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

(e) において、訂正、追加又は削除を行わない場合

- (1) 利用目的からみて訂正等が必要ではないと判断した場合 (判断理由は 1 ページ目に記載)

(f) 個人情報保護規程 第 3 9 条 1 項~3 項のいずれにも非該当 (利用停止等の要件を満たさない) 又は利用停止等の請求等に応じることができない場合

- (1) 当該本人が識別される保有個人データが、個人情報保護法 18 条の規定に違反して本人の同意なく目的外利用がされているものであるという理由によって、利用停止等の請求を受けた場合であって、その請求に理由がないことが判明した場合
- (2) 当該本人が識別される保有個人データが、個人情報保護法 19 条の規定に違反して不適正な利用が行われているものであるという理由によって、利用停止等の請求を受けた場合であって、その請求に理由がないことが判明した場合
- (3) 当該本人が識別される保有個人データが、個人情報保護法 20 条の規定に違反して偽りその他不正の手段により個人情報が取得され又は本人の同意なく要配慮個人情報が取得されたものであるという理由によって、利用停止等の請求を受けた場合であって、その請求に理由がないことが判明した場合
- (4) 当該本人が識別される保有個人データが、個人情報保護法 27 条 1 項又は 28 条の規定に違反して本人の同意なく第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者提供の停止の請求を受けた場合であって、その請求に理由がないことが判明した場合
- (5) 当該本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなったという理由によって、当該保有個人データの利用停止等又は第三者提供の停止の請求を受けた場合であって、その請求に理由がないことが判明した場合
- (6) 当該本人が識別される保有個人データに係る個人情報保護法 26 条 1 項本文に規定する漏えい等事案が生じたという理由によって、当該保有個人データの利用停止等又は第三者提供の停止の請求を受けた場合であって、その請求に理由がないことが判明したとき
- (7) 当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがあるという理由によって、当該保有個人データの利用停止等又は第三者提供の停止の請求を受けた場合であって、その請求に理由がないことが判明した場合
- (8) 利用停止等又は第三者提供の停止に多額の費用を要する場合、その他の利用停止等又は第三者提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとる場合（代替措置は 1 ページ目に記載）

※(1)～(7)の場合の判断理由及び(8)の場合の代替措置は 1 ページ目に記載

以上